

おしえてー!

熊野町おとしより相談センターに おまかせください (19)

《おとしよりのことなら
相談センターへ》

熊野町おとしより相談センターは、高齢者の総合相談窓口として、介護保険や介護予防・虐待予防・認知症などの相談に対応しています。

この度、職員の配置換えにより新たな体制になりました。皆さん気軽にご相談ください。



かこがわ
左から水主川明日香 松下志乃
三村千恵子

熊野町おとしより相談センター
☎820-5615 (福祉課)

隊友会と災害時の強力に関する協定を締結

3月27日(水)、町と公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部は、「災害時における隊友会の協力に関する協定書」を締結しました。

目的
町の災害時対応業務などへの補助のほか、町が実施する防災訓練への参加など、自衛隊で培った知識や技術を活かして町の防災力の向上に協力いただき、町民の皆さんの生命、身体、財産を守ることを目的としています。

●主な協力活動内容(町の補助的な業務)

- ①災害対策本部などの運営に必要な情報の収集および伝達に関すること
- ②災害・安否・生活情報の収集および伝達に関すること
- ③避難実施などにおける高齢者、障害者、乳幼児、その他自ら避難することが困難な者の避難および誘導に関すること
- ④給水、炊き出し、その他の救援活動
- ⑤物資および資材の運送並びに配分
- ⑥その他、町が必要と認める活動

※隊友会とは
自衛隊の退職者などから構成されている組織で、熊野町内では現在約120人が活動されています。

(総務課)

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
13日(月)	11:00	ふわふわベビーにっこり(0歳~1歳5か月) 合同親子ダンス
17日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6か月~2歳5か月)
21日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
24日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6か月以上)
6月4日(火)	9:30	ふわふわベビー(11か月までの乳児、妊婦)
6月10日(月)	11:00	とことこエンゼル(1歳6か月~2歳5か月)でトリック

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場所
14日(火)	9:30	東部地域健康センター
16日(木)		中央ふれあい館

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●東部地域健康センターでベビーマッサージ

パステルルームの日に別部屋で行います。毎月実施。
対象:概ね3か月~6か月の乳児と保護者。前日までの要予約。
内容:簡単なマッサージの方法と母子のリラックス(40分程度)異年齢児との交流。詳しくはお問い合わせください。

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来て下さい。もちろんご家族でも大歓迎。室内でも公園でも遊べます。※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00
<子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00>

西部地域健康センターの活動と参加者募集

☎西部地域健康センター ☎820-5501

事業	実施日	時間	内容	
生きがいサロン	月曜日	10:00~12:00 13:00~15:00	介護予防として体操・ゲームなどをして楽しく活動する場です。 ※要申込 料金:月曜日100円、水・金曜日600円(昼食代含む)	
	水曜日・金曜日	10:00~15:00		
一般入浴	月曜日・水曜日・金曜日	11:00~16:00	どなたでも利用できます。石鹸、タオルなどは持参ください。入浴料200円(町外の方は400円)	
講座	フラダンス	第2・第4木曜日	13:00~16:00	生きがい趣味活動を通して心身の健康を保つことが目的です。 ※要申込 対象:おおむね60歳以上の 料金:講座で必要な材料などは実費負担 ※講座年間利用登録料:1200円(自主グループは不要) ※申し込み:5月20日(月)までに西部地域健康センターへ
	書道	第1・第3木曜日	13:30~15:30	
	生け花	第3火曜日	10:00~12:00	
自主グループ活動	カラオケ	第1・第3水曜日	10:30~12:30	
	絵手紙	第2・第3金曜日	10:00~12:00	
	太極拳	第2・第4月曜日	12:30~14:30	
	手づくり教室	第2火曜日	9:30~11:30	
	健康づくり体操	毎週月・木曜日	10:00~12:00	

保険年金

学生の皆さん
「学生納付特例制度」をご利用ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金への加入が法律で義務付けられており、学生も20歳になったら国民年金に加入することになっていきます。しかし所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生には、在学期間の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができます。「学生納付特例制度」があります。制度を申請し承認されると、原則4月からその年度末(3月)までの保険料納付が猶予され、承認された期間は老齢基礎年金請求時の受給資格期間の計算に算入されません。また、病気やケガで障害が残ったときや、死亡といった不慮の事態で障害年金や遺族年金を請求するときの納付要件に含まれます(学生納付特例の申請日によっては含まれない場合もあります)。学生納付特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば追納が可能です。卒業後は忘れずに追納してください。追納する場合は、その承認を受けてから3年度目になると当時の保険料に加算金がかかります。《申請に必要なもの》年金手帳、学生証(コピー可)または在学証明書、印鑑(認印) ※社会人から学生になった人については、雇用保険受給資格者証など(コピー可)も必要となります。 ※審査には相当の日数を必要とします。結果が自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。ご理解ください。

☎広島南年金事務所 ☎253-7710、住民課 ☎820-5604

公開制度の区分	実施機関	請求(申出)人数	請求(申出)件数	処理状況			
				公開	部分公開	不存在	非公開
公文書公開請求	町長 教育委員会	2 1	4 1	1 1	0 0	3 0	0 0
個人情報公開請求	町長	1	4	0	4	0	0

※平成24年度は、その他の機関に対しての請求はありませんでした。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における公文書と個人情報との公開状況について、次のとおり公表します。